

京都農業協同組合に対する警告について

平成18年7月14日
公正取引委員会

公正取引委員会は、京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、JA京都に対し、同法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

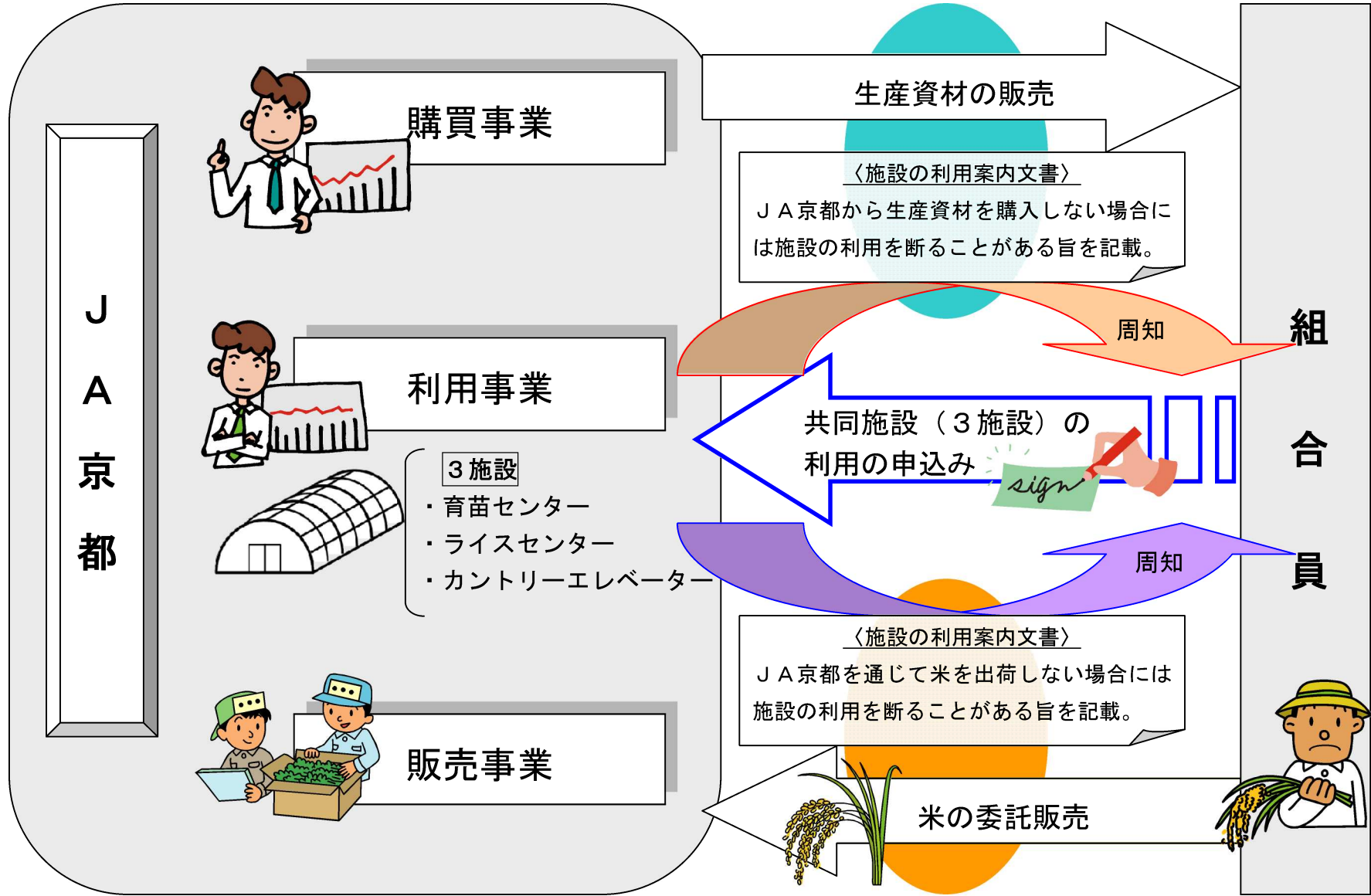
1 関係人

名 称	京都農業協同組合
所 在 地	京都府亀岡市余部町天神又2番地本館
代 表 者	代表理事 谷利 静夫

2 警告の概要（別紙参照）

- (1) JA京都が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）
 - ア JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた
 - イ JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた疑いのある事実が認められた。
- (2) JA京都の前記行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、JA京都に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課
	電話 06-6941-2718（直通）
	公正取引委員会事務総局審査局第二審査
	電話 03-3581-3384（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp



J
A
京
都

購買事業

利用事業

販売事業

生産資材の販売

〈施設の利用案内文書〉

J A 京都から生産資材を購入しない場合には施設の利用を断ることがある旨を記載。

周知

共同施設（3施設）の
利用の申込み



組
合
員

周知

〈施設の利用案内文書〉

J A 京都を通じて米を出荷しない場合には施設の利用を断ることがある旨を記載。

米の委託販売

別
紙

1 最近の農業協同組合関係事例

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
山口県経済農業協同組合連 合会に対する件 (平成9年8月6日勧告審決 (平成9年6月23日勧告))	会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、 会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の 競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取 引している。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件 付取引])
宮崎中央農業協同組合に対 する件 (平成11年2月12日警告)	農業用生産資材を取引先卸売業者から購入する に当たり、当該卸売業者と組合員等との取引につ いて不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者 と取引している疑いがある。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件 付取引])
鳥取中央農業協同組合に対 する件 (平成11年3月9日勧告審決 (平成11年2月12日勧告))	農業用生産資材を購入先販売業者から購入する に当たり、当該販売業者と組合員との取引その他 当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を 付けて取引をしている。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件 付取引])
全国農業協同組合連合会に 対する件 (平成12年2月25日警告)	全国農業協同組合連合会が、宮城県本部におい て、平成11農業年度における農業協同組合向け 農薬販売額の拡大を図るため、主要な農業協同組 合との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売 価格等の取引条件について合意し、一部の農薬に ついて、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を 得て販売し、宮城県内における他の農薬卸売業者 の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑 いがある。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第6項〔不当廉売])
八代地域農業協同組合に対 する件 (平成17年3月1日警告)	八代地域農業協同組合(以下「JAやつしろ」 という。)が、自らが事業主体となって行ってきた 地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造 対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業に おいて、リース先の生産管理組合及びJAやつし ろの組合員に対し ①使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAや つしろから購入すること ②農産物をJAやつしろへ出荷すること を義務付けることにより、JAやつしろの競争者 の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑 いがある。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第11項〔排他条件 付取引])

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

〔拘束条件付取引〕

13 前二項〔排他条件付取引・再販売価格の拘束〕に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。